生活の質向上計画

~ 地域で安心して暮らすために ~ (第3期牡瞥町地域福祉計画)



あっぷる広場にて、作品を製作中の皆様(平成28年5月31日撮影)

平成29年3月

北海道壮瞥町

はじめに

近年、地域をとりまく社会環境は、かつての日本社会と比べて大きく変化しており、少子高齢化や核家族化の進行により、地域における介護機能や子育て機能の低下、地域住民どうしのつながりの希薄化など、様々な課題に直面しています。

こうしたなか、本町では、平成19年3月に「支えあい・安心のまちづくり」を基本理念とする第1期壮瞥町地域福祉計画を策定し、支えあいのまちづくり・安心のまちづくりの推進に努め、また、平成24年3月には、第2期計画として、第1期計画の基本理念及び基本目標を継承しつつ、さらに、誰もが生きがいや社会的役割を意識しながら福祉活動に参加することでより豊かな生活の実現を目標とした「生活の質向上計画(第2期壮瞥町地域福祉計画)」を策定し、本町の地域福祉の推進、生活の質の向上に取り組んでまいりました。

第2期壮瞥町地域福祉計画は、平成29年3月をもって計画期間が終了することから、これまでの計画の基本理念及び基本目標を継承しつつ、社会情勢の変化や町民アンケート調査の結果等を踏まえ、地域福祉のさらなる展開を図るため「生活の質向上計画(第3期壮瞥町地域福祉計画)」を策定いたしました。

この計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間において本町が目指すべき地域福祉の指針となるものであり、よりよい地域福祉の実現に向け、本計画に基づく様々な施策により、福祉への理解と意識の向上、住民主体の福祉コミュニティづくりや福祉ボランティア活動への支援など、住民・地域・行政が一体となった安心して暮らせるまちづくりを着実に進めていきたいと考えております。結びにあたり、本計画の策定に関し、アンケート調査へのご協力と貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様、そして、熱心なご審議を賜りました壮瞥町地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成29年3月

壮瞥町長 佐 藤 秀 敏

もくじ

第1章	計画策定にあたって	
第1	生活の質向上計画(地域福祉計画)のねら	V
1	1 計画の背景と必要性 ・・・・・・・	
2	2 福祉とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	3 地域福祉とは ・・・・・・・・・・	$\cdots \cdots \cdots \cdots \cdots 1$
第 2	計画の位置づけ	
1	1 法に基づく地域福祉の推進 ・・・・・	
2	2 各計画との関係 ・・・・・・・・・	
3	3 地域福祉実践計画との関係 ・・・・・	4
第3	計画期間と策定方法	
1	 計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · 5
2	2 策定方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · 5
第2章	土 壮瞥町の現状	
第 1	人口・世帯・高齢化率 ・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · 6
第 2	5 歳階層別男女別人口構成割合 ・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · 7
第3	年齢構成の推移 ・・・・・・・・・・	
第 4	出生児数の推移 ・・・・・・・・・	8
第 5	障がい者数の推移 ・・・・・・・・・	9
第6	年齢階層別障がい者数 ・・・・・・・	9
第7	保育所入所者数及び子育て支援センター利	用者数 ・・・・・・・・・ 10
第8	壮瞥町児童館及び壮瞥町青少年会館の利用	者数 ・・・・・・・・ 1 1
第 9	要介護・要支援認定者数の推移 ・・・・	1 1
第10	老人クラブ会員数 ・・・・・・・・・	1 2
第11	自治会の状況 ・・・・・・・・・・・	1 2
第12	生活困窮者の状況 ・・・・・・・・・	1 3
the order	: 24 Hn = 1 T	
第3章		
第1	前期計画の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4章	エ アンケート調査	
第 1	アンケート調査結果・・・・・・・・・	

第5章	計画の基本理念と目標	
第 1	計画の基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	О
第 2	計画の基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	1
第6章	基本計画	
	計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	2
第 1	本計画における重点施策 ・・・・・・・・・・・・・・ 3	3
第 2	安心のまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・ 3	4
第3	支えあいのまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・ 3	7
第7章	計画の推進に向けた取組方針	
	計画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	1
資料編		
1	生活の質向上計画(地域福祉計画)の策定経過 ・・・・・・・・ 4	3
2	壮瞥町地域福祉計画策定委員設置要綱 ・・・・・・・・・・ 4	4
3	壮瞥町地域福祉計画策定委員委員名簿 ・・・・・・・・・・・ 4	5



第1章 計画策定にあたって

第1 生活の質向上計画(地域福祉計画)のねらい

1 計画の背景と必要性

近年、地域社会は伝統的な家庭や地域がかつて有していた相互扶助機能が弱まり、地域住民どうしの助け合いや・支え合いなどの社会的なつながりも希薄化してきています。

当町においても人口減少や少子高齢化、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加が進むことでそうした社会環境の変化が起きている一方、地域福祉に対する住民ニーズは多様化・複雑化しています。

高齢者や障がいのある方、子育て中の方など、支援や手助けを必要とする方は増加していくことが予想され、市町村を中心とする福祉行政の役割は大変重要なものとなっていますが、住みよい地域社会を実現するためには、希薄化しつつあると言われる地域住民の自主的な助け合い・支え合いもますます重要となっています。

行政のみに留まらず、また年齢や性別などに関わらず、すべての住民が協力し合い、住み慣れたまちで安心して暮らし続けることのできる地域社会を形成することが期待されています。

2 福祉とは

「福祉」とは、広辞苑によると、「幸福」、「公的扶助やサービスによる生活の安定、充足」とあります。また、憲法第25条第1項では、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、とされています。

健康で、経済的な安定のもとで、人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係を築きながら、日常生活ができる社会を築くために、福祉の果たす役割がますます重要になってきています。

3 地域福祉とは

子どもから高齢者まで、男性も女性もすべての人々が個人としての尊厳をもって住み慣れた家庭や地域のなかで、安心して、自立した生活を送ることをめざし、地域の住民、行政、社会福祉事業者、各種団体などが協働して、地域社会の生活課題を総合的に解決していく取組を「地域福祉」といいます。

また、地域福祉とは、社会福祉法第1条で「地域における社会福祉」と規定され、第4条で、地域住民は「地域福祉の推進に努めなければならない」と定めています。

地域福祉を推進するためには、行政だけではなく住民や各種団体、社会福祉事業者もそれぞれに役割を果たしながら協力、連携することが大切です。

すべての人が豊かな生活を実現し、持続されるためには、「自助」「互助」「公助」の役割などが重なり合った地域福祉を構築していくことが求められています。

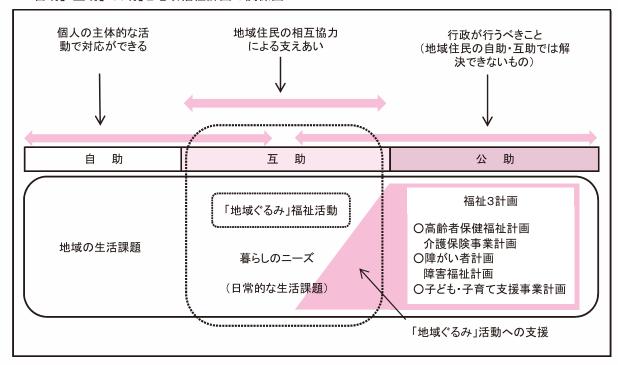
地域福祉とは、制度による公的なサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

「自助」: 自分自身が心身ともに自立した生活をしっかり営むこと。

「**互助」**: 支援の必要な人の意志と尊厳を尊重しつつ、隣近所や地域住民、ボランティ アなど、お互いに支えあうこと。

「公助」:「自助」「互助」では解決できない課題や効率的ではない取組に対して、行政 が主体となって行うこと。

■「自助」「互助」「公助」と地域福祉計画の関係図



第2 計画の位置づけ

1 法に基づく地域福祉の推進

本計画は、社会福祉法107条の規定に基づく行政計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目標を定めるものです。

■社会福祉法(抜すい)

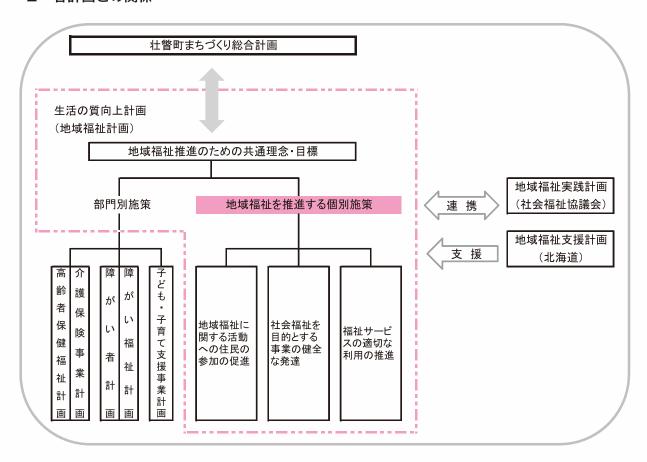
(市町村地域福祉計画)

第107条

市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 各計画との関係



本計画は、「第4次壮瞥町まちづくり総合計画」を上位計画とした、地域福祉を推進する計画で、基本理念や基本目標、今後取り組むべき方策を示しています。

また、高齢者保健福祉や介護保険、障がい、子どもなど領域ごとに個別計画を策定しており、これらと調和のとれた計画として位置づけられるものです。

3 地域福祉実践計画との関係

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中核的な団体として位置づけられています。

「地域福祉計画」が地域福祉を推進するための行政計画であるのに対し、「地域福祉実践計画」は、地域住民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として主体的に策定する活動・行動計画で、壮瞥町社会福祉協議会が策定します。

地域福祉にかかわる多種多様な生活課題に対し、地域住民、関係機関・団体等が連携し、 適切な役割分担のもと、具体的に取組を示す計画です。

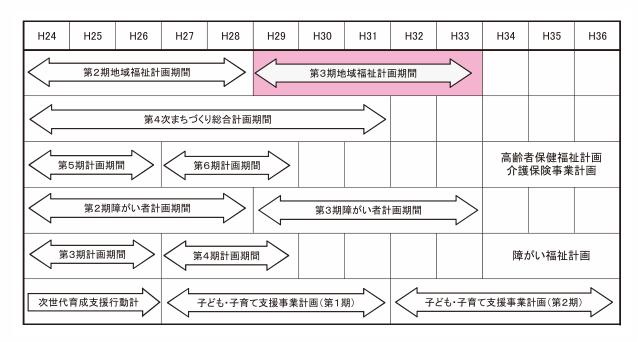


第3 計画期間と策定方法

1 計画期間

本計画は、平成29年度から平成33年度までの5か年計画とします。

なお、社会情勢の変化や法改正などに伴って、計画の見直しの必要性が生じた場合は適宜見直しを行っていきます。



2 策定方法

住民の意見を計画に反映するため、次の方法により様々な意見やニーズなどを把握しながら計画の策定に取り組みました。

(1) 壮瞥町地域福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたって、社会福祉協議会や町PTA連合会、自治会など代表9名の委員による「壮瞥町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容について協議しました。

(2) 第2期壮瞥町地域福祉計画策定に係るアンケート調査

20歳以上の住民の約半数にあたる1,132人の方にアンケート調査を実施し、広く住民の意見を把握しました。

第2章 壮瞥町の現状

第1 人口・世帯数・高齢化率

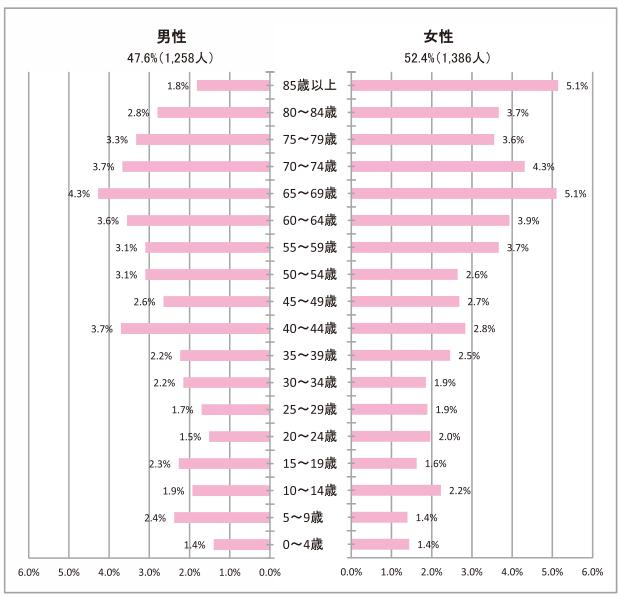
当町の人口は年々減少しているとともに、高齢者の占める割合が増加しています。 平成28年3月末現在、総人口2,644人に対し、65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は37.7%となっています。世帯数は1,336世帯で6年前からほぼ横ばいの状態です。



※各年3月末現在。(資料:住民基本台帳)

第2 5歳階層別男女別人口構成割合

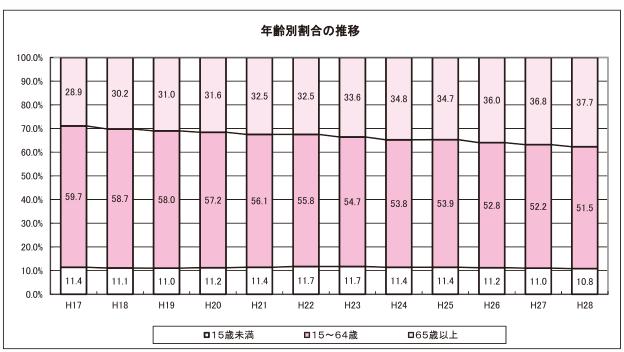
年齢別男女別人口では65歳~69歳が最も多く、男性が4.3%、女性が5.1%となっています。



※平成28年3月末現在。(資料:住民基本台帳)

第3 年齢構成の推移

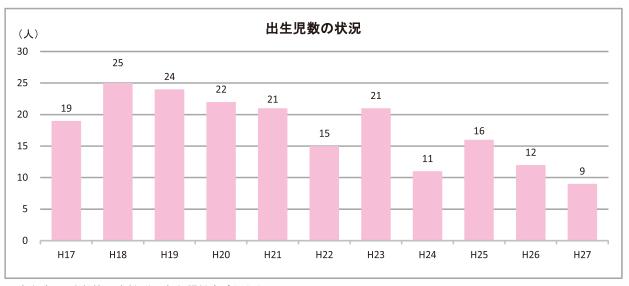
年齢割合の推移を見ると、15歳未満人口は若干の減少傾向にあります。15歳以上64歳までの割合は減少傾向にあり、65歳以上人口の割合が増加しています。



※各年3月末現在。(資料:住民基本台帳)

第4 出生児数の推移

出生児数の推移を見ると、平成18年度の25人が最も多く、平成27年度は9人であり、 近年の出生児数は減少傾向にあります。

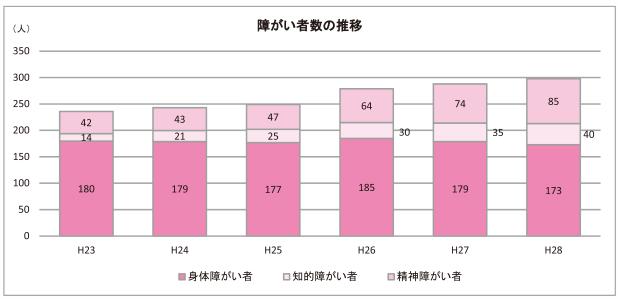


※各年度3月末数値。(資料:住民福祉課健康づくり係調べ)

第5 障がい者数の推移

平成28年3月末現在、障がい者数は、身体障がい者(身体障害者手帳保持者)数が173 人、知的障がい者(療育手帳保持者)が40人、精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳及び 自立支援医療費(精神通院)受給者)数が85人となっています。

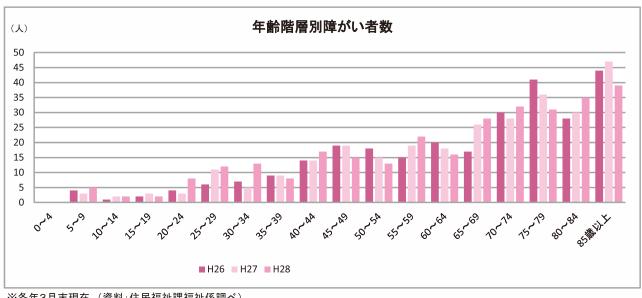
推移をみると、精神・知的障がい者数が増加傾向にあります。これはサービス提供事業所 が増加し、転入者が増えたためです。



※各年3月末現在。(資料:住民福祉課福祉係調べ)

第6 年齢階層別障がい者数

平成28年3月末現在、障がい者全体の年齢区分別構成割合を見ると、20歳未満が3.0 %、20歳以上65歳未満が41.6%、65歳以上が55.4%となっています。



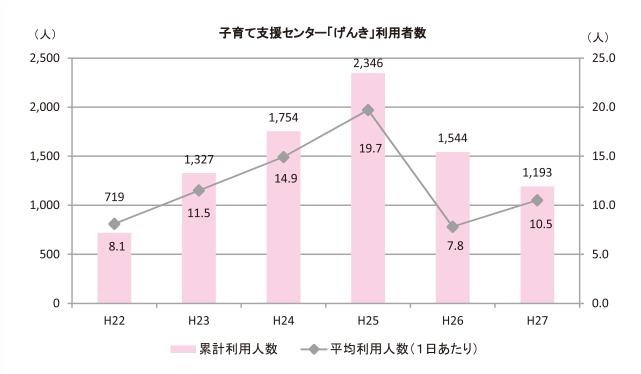
※各年3月末現在。(資料:住民福祉課福祉係調べ)

第7 保育所入所者数及び子育で支援センター利用者数

保育所入所児童数

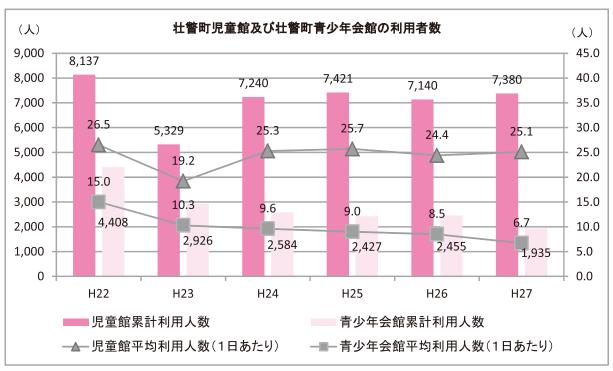
	長時間保育	短時間保育	広域保育	合	計	年齢別 人 口	未入所児	入所割合	待 機 児童数
5歳児	10	4	0		14	15	1	93.3%	0
4歳児	13	2	0		15	18	3	83.3%	0
3歳児	7	3	0		10	14	4	71.4%	0
2歳児	11	ı	0		11	20	9	55.0%	0
1歳児	7	-	0		7	14	7	50.0%	0
O歳児	2	_	0		2	14	12	14.3%	0
合 計	50	9	0		59	95	36	62.1%	0

[※]平成28年11月末現在。(資料:住民福祉課子育て支援係調べ)



※各年度3月末現在。(資料:住民福祉課子育て支援係調べ)

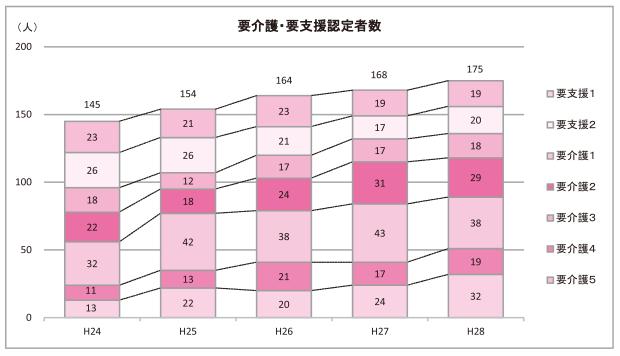
第8 壮瞥町児童館及び壮瞥町青少年会館の利用者数



※各年度3月末現在。(資料:住民福祉課子育て支援係調べ)

第9 要介護・要支援認定者数の推移

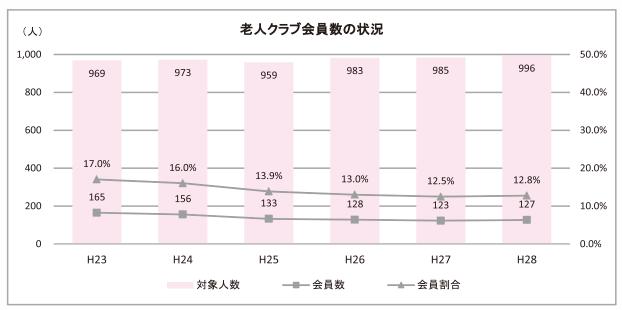
近年の要介護・要支援認定者数は増加傾向にあり、特に要支援1の認定者数が増加しています。



※各年3月末現在。(資料:住民福祉課医療・介護係調べ)

第 10 老人クラブ会員数

町内には4つの老人クラブがあります。会員数は4つの老人クラブを合わせた全体の数です。65歳以上の人口で算出した住民の入会割合は減少傾向にあり、平成28年では12.8%ほどとなっています。



※対象者数は、各年3月末現在65歳以上人口で算出。(資料:住民基本台帳)

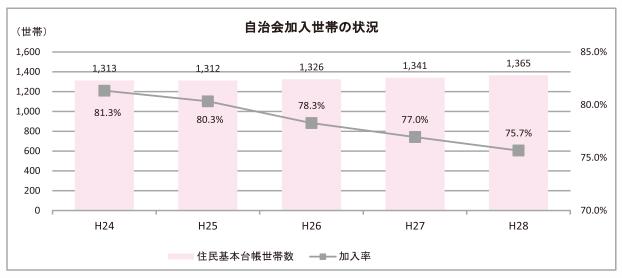
※会員数は各年4月1日現在。(資料:社会福祉協議会老人クラブ連合会事務局調べ)

第11 自治会の状況

町内には33の自治会があります。自治会の加入率は年々減少傾向にあります。

自治会が中心となった身近な地域の支えあい活動は、様々な生活課題の解決を図るなど、 今後の本町にとって、必要不可欠なものです。

自治会加入率を低下させない取組や、魅力ある地域づくりが重要です。

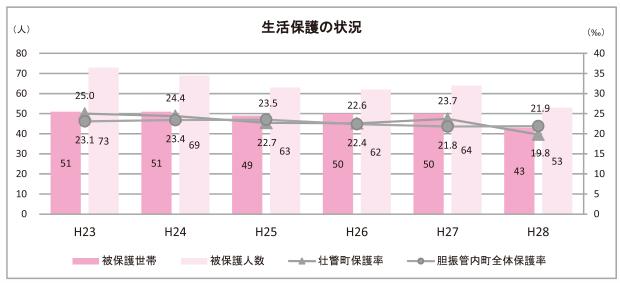


※自治会加入世帯数は各年10月1日現在。(資料:総務課自治会加入世帯調べ)

※世帯数は各年9月末日現在。(資料:住民基本台帳)

第12 生活困窮者の状況

壮瞥町保護率及び胆振管内町全体保護率は、ともに減少傾向にあります。



※各年4月現在。(資料:胆振総合振興局「生活保護状況調べ」)

※生活保護率(‰パーミル)(人口千人当たり被保護実人員)



第3章 第2期計画の総括

第1 第2期計画の総括

第3期計画策定にあたり、第2期計画の取り組み状況等について、以下のとおり総括を 行いました。

第2期計画における重点施策

1 自力で通院できない人など特定の人を対象とした福祉交通手段の確保

第2期計画では、本町での生活に必要な通院等の交通手段の確保、及び将来にわたる不安、 将来の利用者数の増加にも対応できるような交通手段・方法の確立等が必要であるという課題を受け、問題解決への取り組みを重点施策の一つとしていました。

その取り組みの成果の一つとして、コミュニティタクシーの運用開始があげられます。 コミュニティタクシーは平成25年10月に運用を開始し、平成26年度延べ利用者数は5,395人、平成27年度延べ利用者数は6,115人と多くの方に利用されています。

しかし今期計画のアンケート調査で「利用方法がわかりずらい」といった声があったり、 町外への移動に関しては通院にのみ利用が限定され買物等に利用できず、利便性の向上を求める意見も聞かれます。

2 孤立しがちな高齢者などをみんなで見守る体制づくり

第2期計画では、現在、そして将来に向けての孤立・孤独への不安の解決、個々の見守り 支援を結ぶ一体的な体制作り、プライバシー保護、見守る側のボランティアの確保等の課題 を受け、問題解決への取り組みを重点施策の一つとしていました。

見守り支援に関しては、地域包括支援センター・保健師・民生委員等の訪問や、社会福祉協議会による配食・友愛訪問(ヤクルト持参)等、従来の活動を継続して行っているほか、地域包括支援センターと民生委員との間の情報交換の取り組みも新たに行っています。

見守る側のボランティアの確保については大きな進展はなく、さらなる一体的支援体制の 構築とあわせて、今後解決していくべき課題であると言えます。

災害時の避難支援対応方法に関しては、避難行動要支援者名簿の作成や、福祉避難所設置 準備など、高齢者も安心して避難できる体制づくりに努めており、今後も引き続き検討を重 ね、よりよい支援体制を構築します。

安心のまちづくり

1 町民の交流促進

社会福祉協議会が実施しているあっぷる広場やふれあい敬老昼食会や介護予防事業として実施している転ばん塾など高齢者の方々が集い、交流できる事業を継続して行ってきたほか、障がいのある人については地域活動支援センター「ノンノ」と連携し、裂き織りの作成による活動の場の提供、作品展示による交流の機会の提供などを行っています。

世代間交流や、幅広い立場の方々との交流の機会を提供していくことが、今後の課題と言えます。

2 高齢者や障がいのある人の社会参加の促進

上記の交流事業のほか、高齢者に関しては社会福祉協議会、民生委員協議会、地域包括 支援センターなど、関係機関が連携した見守り活動を行っています。

また、障がいのある人に関しては地域定着支援事業による見守り活動の実施やサロンの 提供などを行い、事業所と連携し、福祉的就労の利用の促進を行っています。

3 安全・安心な地域づくり

災害時における要配慮者支援の体制づくりに関しては、避難行動要支援者名簿の作成や 福祉避難所設置準備など、ひとり暮らし高齢者世帯や要介護者・要支援者、障がい者等の 事前把握や、避難生活の支援のための準備を進めてきました。

今後の課題としては、もしもの事態に細やかに対応できる、地域住民がお互いに助け合える体制づくりの支援等があげられます。

人に優しいまちづくり及び住まいの環境づくりでは、高齢者、障がい者、子育て世代向けの公営住宅の確保については「壮瞥町住生活基本計画」に、また公営住宅の老朽化に伴う立て替えや改修等は「壮瞥町公営住宅等長寿命化計画」に基づいて計画をとりまとめ、公共施設の改修等にあたっては、バリアフリー化に努め、また段差解消や点字ブロックの配置など、安全な歩行空間の確保に努めました。

安心な生活環境づくりでは、防犯パトロールの実施や街頭指導による交通安全活動など、 地域住民や各種団体と連携しつつ活動を実施してきたほか、悪質訪問販売等による被害防 止のために、民生委員など見守り活動をされる方々と情報共有を行い、注意喚起を行って きました。

移動・交通機関の充実では、コミュニティータクシーの運営に加え、高齢者を対象とした町内区間の路線バス無料化事業を継続して行い、通院手段の確保に努めました。

【基本目標】 支え合いのまちづくり

1 福祉に対する意識の醸成

花壇整備、講演会や相談会の開催等の人権啓発活動を通して、人権尊重の心を育む教育の推進を図り、また町職員に対しても、差別解消法の施行に伴う障がいを持つ方への対応要領の作成を行い、適切な対応に努めました。

また、人権擁護委員により小中学校において人権教室が実施され、子どもたちへの人権

啓発活動が行われています。

2 ボランティアなどの育成・支援

ボランティアセンターが中心となり、各種団体と連携しながら彫刻清掃や配食サービスなど様々なボランティア活動の実施を行ってきました。

これらの活動をより一層推進していくために、ボランティアリーダーの育成やボランティア相談窓口の充実とボランティアセンターへの支援に努めてきましたが、これからのボランティア活動を支える人材発掘のためには、より地域の実情にあった方法を模索し・検討を重ねる必要があると考えます。

また、学校におけるボランティア活動の推進に関しては、社会福祉協議会から各学校への助成を行っているほか、学校では病院訪問や街頭募金活動、彫刻清掃への参加などのボランティア活動を行っています。

3 福祉サービスの提供

健康づくりの推進のため、ガン検診など、各種健康診断の実施や非課税の高齢者等へのインフルエンザ予防接種費用の助成等、健康維持のための取り組みを継続して進めました。高齢者福祉施策の充実については、社会福祉協議会に委託している在宅生活支援事業や、介護未認定の高齢者でも利用できるデイサービス、ホームヘルプ事業に実施など、従来の事業を継続して実施したほか、成年後見人制度など各種制度の理解促進を図るための周知活動も進めています。

子育て支援の推進に関しては、子どもセンターを核とした保育の充実に取り組み、認定こども園や児童クラブの時間延長(7:30~18:30)、平成25年度からは0歳児保育を開始しました。

また、子育て応援住宅「コティ」の建設により、子育てのしやすい住環境の整備に努めました。

障がい者(児)支援については、地域活動支援センター「ノンノ」と連携し、余暇活動や創作活動の機会提供を行っているほか、そうべつ保育所での障がい児保育実施や、保健師と病院が連携し、発達の遅れの早期発見に努めるなどの取り組みを進めました。

ひとり親家庭・低所得者に対する支援については、民生委員や保健師が社会福祉協議会 と連携し、支援サービスの活用促進等に努めたほか、ひとり親家庭には子どもの医療費助 成支援、低所得者に対しては、生活困窮相談窓口の紹介・周知や、福祉灯油支給などの支 援を実施しました。

情報提供の充実については、福祉サービスの内容を町民にわかりやすく伝えることを重点に、町広報誌やホームページでの情報掲載に努めましたが、アンケートでは「内容がわかりにくい」といったご意見があり、改善が必要と考えます。

相談体制の充実については、関係機関との連絡体制づくりに努め、役場や地域活動支援 センターなどで解決できない内容については、その内容に応じて適切な対応ができるよう、 町外の関係機関との連携を推進し、高齢者や障がいのある人相談の内容に応じて、必要な 専門機関へつなげる対応を行ってます。

役場住民福祉課及び地域包括支援センター窓口では、気軽に連絡・相談できる福祉の窓口機能の確立を目指し、どこに相談して良いかわからないということがないよう、引き続き取り組んでいきます。

4 地域福祉ネットワークの体制づくり

地域とのネットワークづくりでは、社会福祉協議会や民生委員協議会、地域包括支援センターが連携し、情報共有を図りました。

公的機関とのネットワークづくりでは、これまでも必要に応じ警察や消防等と連携をしてきましたが、多様化する問題への対応のために、今後も様々な組織・機関との連携体制の構築が必要と考えます。

まとめ

第2期壮瞥町地域福祉計画は、第1期計画の反省点、及び町民のおよそ半数の方を対象にしたアンケート結果をもとに作成された計画でした。

その特徴は、目標を詳細に分類し、それぞれに対し適切な方向性を示していたことと言えますが、掲げた目標を実現すべく取り組みを進めましたが、すべてを着手・実現し、結果に結びつけるまでには至りませんでした。

地域福祉計画の範囲は多岐にわたっており、それぞれの目標達成のための作業の進捗状況の 管理や体制づくりが十分ではなかったことが、目標を十分に達成できなかった要因の一つと考 えます。

第3期計画の策定、推進にあたっては、この反省を踏まえ、第2期計画の積み残した課題や や新たなニーズに対応する施策の実施など、「安心の・支え合いのまちづくり」という基本理 念の実現に向けた取り組みの充実を図ります。



第4章 アンケート調査

第1 アンケート調査結果

第3期計画策定にあたり、住民の意見を広くお聞きし計画に反映させるため、アンケート調査を実施いたしました。

1 アンケート調査の概要

(1) 調 査 対 象 町内に居住する20歳以上の住民

(2) 標本構成 対象者数 1,132人 (調査対象の約半数)

男:527人 女:605人

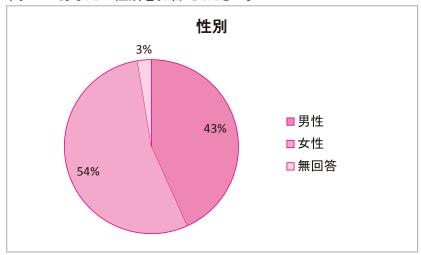
(3) 抽 出 方 法 年齢、性別等のバランスを考慮した上で無作為に抽出

(4) 調 査 時 期 発送 平成28年9月7日 回収 平成28年9月26日

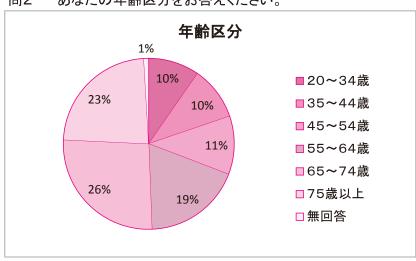
(5) 回 収 率 37.4%

年代別	対象者数			回 収 数				回 収 率		
410加	男	女	計	男	女	不明	計	男	女	計
20-34歳	72	75	147	18	23	0	41	25.0%	30.7%	27.9%
35-44歳	81	67	148	19	24	0	43	23.5%	35.8%	29.1%
45-54歳	75	70	145	23	23	1	47	30.7%	32.9%	32.4%
55-64歳	88	103	191	34	44	1	79	38.6%	42.7%	41.4%
65-74歳	106	125	231	51	59	2	112	48.1%	47.2%	48.5%
75歳以上	105	165	270	39	55	5	99	37.1%	33.3%	36.7%
年齢不明	-	-	-	0	2	2	2	-	-	_
計	527	605	1,132	184	230	11	423	34.9%	38.0%	37.4%

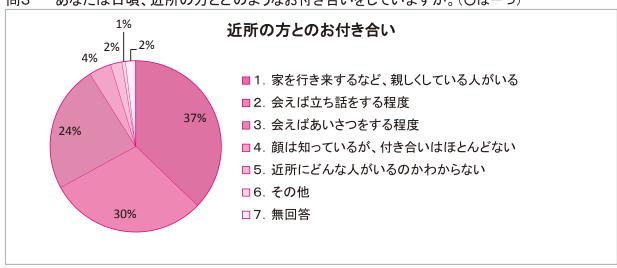
問1 あなたの性別をお答えください。



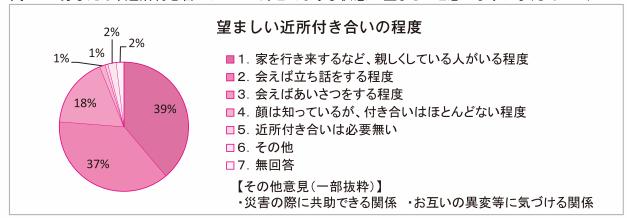
問2 あなたの年齢区分をお答えください。



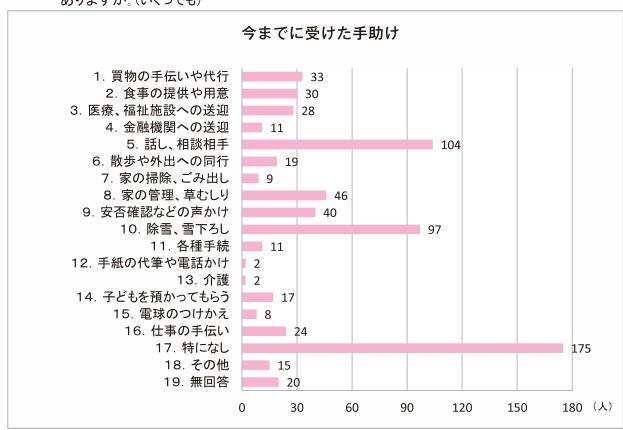
問3 あなたは日頃、近所の方とどのようなお付き合いをしていますか。(Oは一つ)



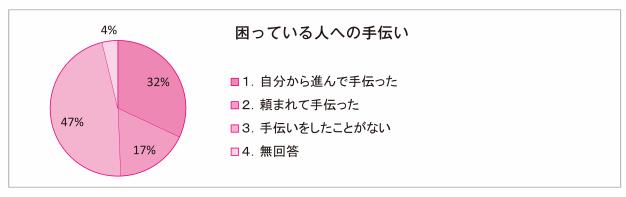
問4 あなたは、近所付き合いについて、どのような状態が望ましいと思いますか。(〇は一つ)



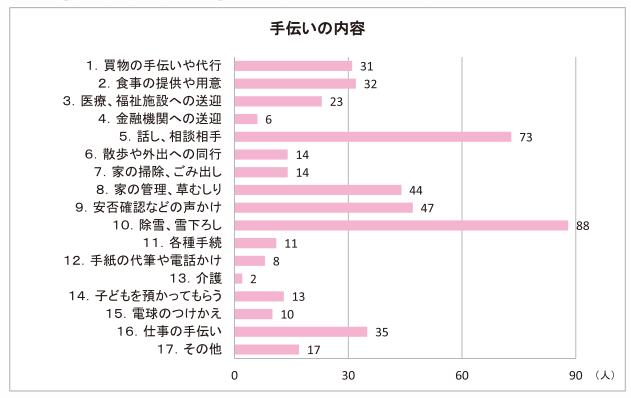
問5 あなたが今まで近所に住んでいる方から受けた手助けについて、次のどのようなことがありますか。(いくつでも)



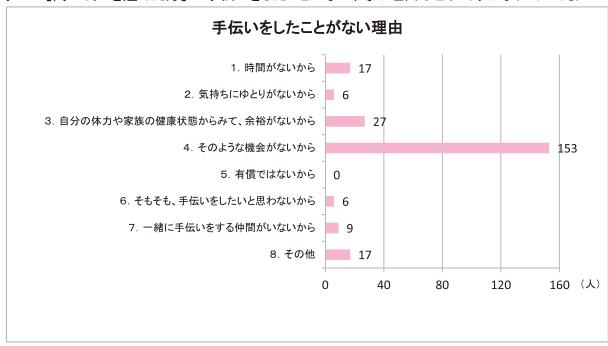
問6 あなたは、近所に住んでいる困っている人に対して、手伝いをしたことがありますか。 (〇は一つ)



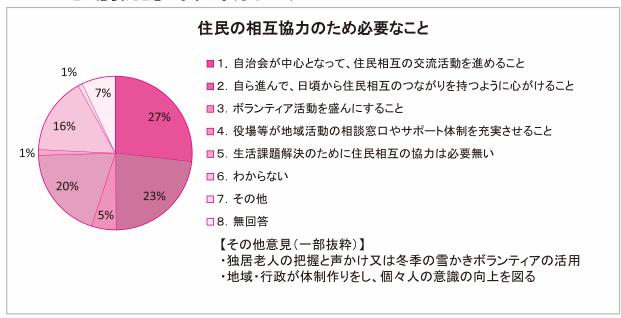
問7 【問6で、1,2を選んだ方】 どのような手伝いをしたことがありましたか。(いくつでも)



問8 【問6で、3を選んだ方】 手伝いをしたことがない、その理由はどれですか。(いくつでも)



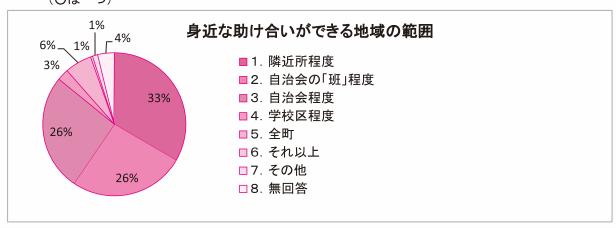
問9 あなたは、地域でおきる様々な生活課題に対する住民相互の協力のためには、どのようなことが必要だと思いますか。(Oは一つ)



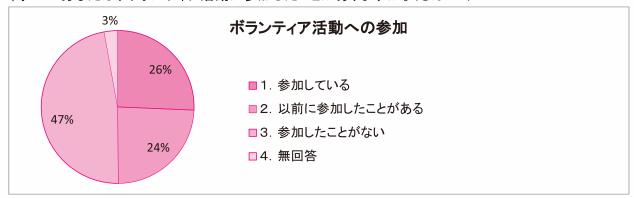
問10 【問9で、5を選んだ方】 住民相互の協力が必要無いと思う、その理由はどれですか。(Oは一つ)



問11 身近な助け合いができる地域の範囲について、あなたはどの範囲だと思いますか。 (Oは一つ)

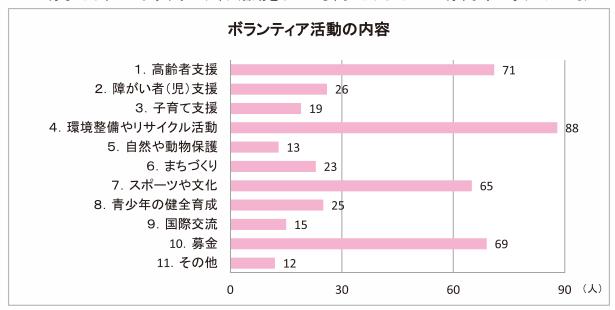


問12 あなたは、ボランティア活動に参加したことがありますか。(〇は1つ)



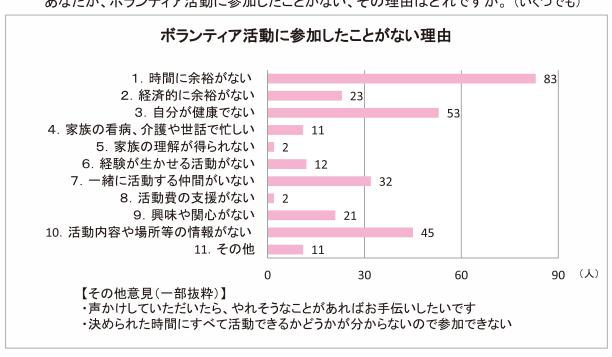
【問12で、1、2を選んだ方】 問13

あなたは、どのようボランティア活動をしている、またはしたことがありますか。(いくつでも)

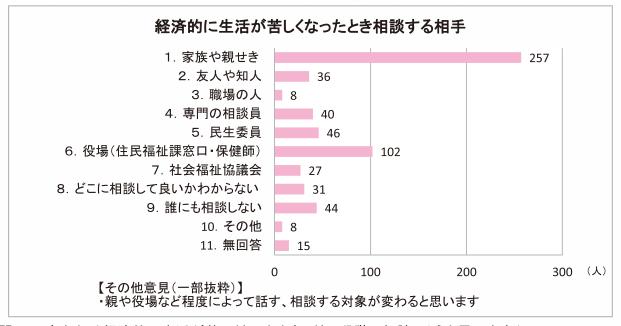


問14 【問12で、3を選んだ方】

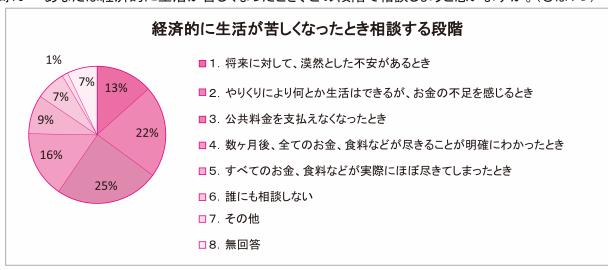
あなたが、ボランティア活動に参加したことがない、その理由はどれですか。(いくつでも)



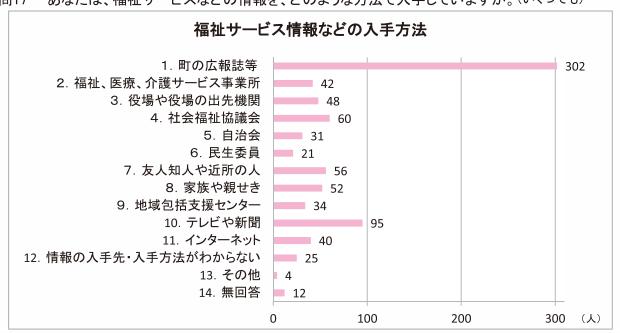
問15 あなたは経済的に生活が苦しくなったとき、誰に相談しようと思いますか。(いくつでも)



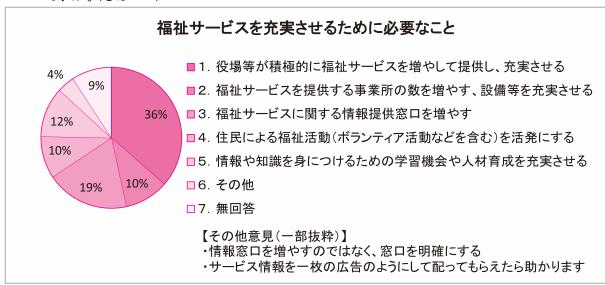
問16 あなたは経済的に生活が苦しくなったとき、どの段階で相談しようと思いますか。(Oは1つ)



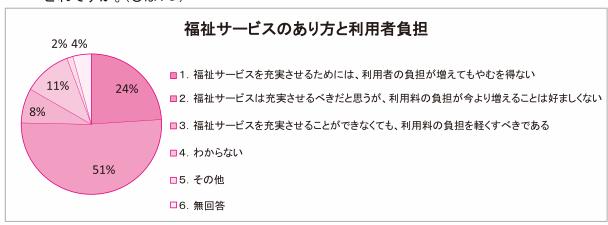
問17 あなたは、福祉サービスなどの情報を、どのような方法で入手していますか。(いくつでも)



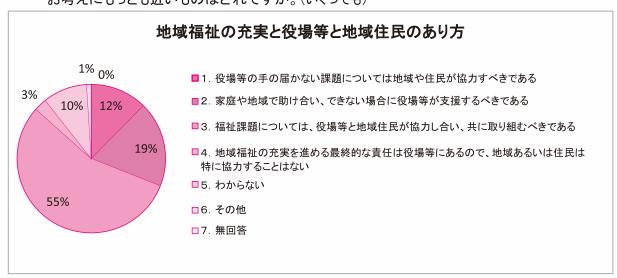
問18 あなたは、まちの福祉サービスを充実させるために、もっとも必要だと思うものはどれですか。(Oは-つ)



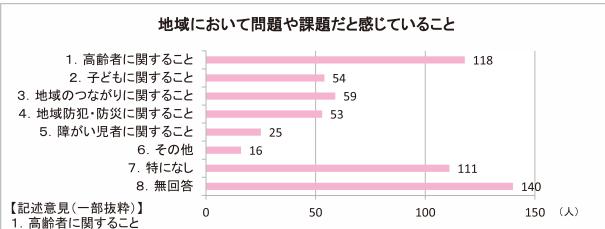
問19 福祉サービスのあり方と利用者負担について、あなたのお考えにもっとも近いものは、 どれですか。(Oは1つ)



問20 地域福祉を充実させていくうえで、役場等と地域住民のあり方について、あなたの お考えにもっとも近いものはどれですか。(いくつでも)

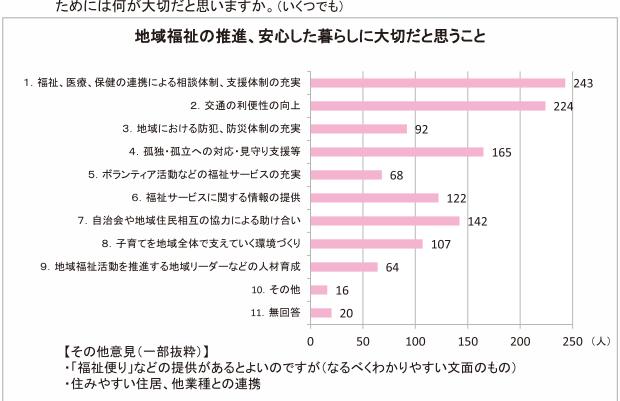


あなたが、地域において問題や課題だと感じていることは、どれですか。 問21 どのようなことかも、ご記載ください。(いくつでも)



- - ・食料品などの買物の足がない。買物をする店が無い。病院がない。
 - ・ひとり暮らしの高齢者に対しては、ボランティアを充実させ、声かけや日常生活の簡単な支援をしたら どうか。
- 2. 子どもに関すること
 - ・国の宝と考え、声かけや見守り隊など、地域の目を配り、安全な生活が出来る様、体制ができればと。 ・子どもが少ない現状を打開するために子育て世代の家族が移住してくれるよう、様々なメリットを考え
 - ていってもらいたい。
- 3. 地域のつながりに関すること ・自治会活動への参加が減る傾向があり、役員などのなり手が見つからず自治会の存続が心配になる ほど。地域のつながりを継続するのは難しいと思う。事業者によるサービス提供が必要になると思う。
- 4. 地域防犯・防災に関すること
 - ・台風10号による停電時、情報少なく不安だった。町がどこまで把握してるのか等、知りたかったです。
- 5. 障がい児者に関すること
 - ・障がいに対する知識を住民がもてるような環境づくり(講演会の機会等)。
- 6. その他
 - ・正確な情報、素早い対応、丁寧な対応を求めたい。

問22 あなたは、地域福祉を推進するため、また、住み慣れた地域で安心して暮らしていく ためには何が大切だと思いますか。(いくつでも)



問23 自由記述意見(一部抜粋)

- ▶ 問題を抱えている人、困っている人を助ける福祉サービスですが、あくまでその人の持っている力も活かしてもらうことが前提です。問題や困り事が「マイナス」であるなら、それを解決して「ゼロ」の状態にするまでが福祉の役割なので、過度な支援にも注意しなければなりません。人が持っている力を活かすためにはサービスを受ける側・提供する側と分けず、両者が一体となって地域福祉に携わる体制作りも必要だと思います。
- コミュニティータクシーの利便性向上(増便、買物利用)。弁当サービスの拡充(回数)。
- ▶ このままでは、自分がもう少し年をとったらここ(壮瞥町)には住んでいられないと思う。病院もないしバス、タクシーも少ない、自分で運転できなくなったらここから出て行かなくてはと思っています。もう少し交通の便が良くならないのでしょうか。病院もなく、病気になるのが恐ろしいです。
- ▶ 人それぞれの考え方があり、大変難しいことと思いますが、なれ親しんだ自治会の中での相互扶助(共助)の考え方はどうでしょうか。顔の見える関係をさらに広げていく、そこに意図的に行政が関わり、支えあいの体制作りを長期的に進める(全ての自治会にあてはまるとは思いませんが)。ボランティア等の人材育成後は、その所属する自治会の中で活動することにより、長期的に顔の見える関係作りになり得ると思われる。それを代々と続けていける体制にする。
- ▶ 2025年には団塊の世代も75歳以上となり、独居老人も増えていくのではないかと懸念する。大胆な意見とすれば、町で介護事業として一つの施設を建設し、独居老人世帯を集める。その施設内には介護関係、社会福祉協議会などのルームを置き、そこから福祉情報を発信したり、皆が集える場所が出来ないのかと考える。役場(公助)と住民同士の助け合いも重要になってくると思う。身近なところで10 minutes(10分) ボランティア運動を啓発できないか?例えば、高齢者の安否確認や、中高生を取り込んでボランティアとして冬場の除雪(数人で組み)、ゴミ出しや、買い物代行、草むしりなど仕事・介護・育児に追われている人もいるので、無理なく町民が参加し、近所または壮瞥町に関わってもらい、つながりを持っていける方向になるといろんな面での気づきがでてくるかもしれません。今後車など使用できなくなった場合の交通の便に対して、不安を感じる(高齢になり)通院など、コミュニティータクシーがあるが、増便や買い物等の利用で停車場所を増やすなど検討必要。
- ▶ 自分自身や家族福祉サービスを必要とするまでは、あまり考えないと思います。いざ必要となったときに、それがサービスの対象となるのかならないのかを、どこの誰に相談したらよいかがわからないと思う。それを知らせる広報活動を継続して行うと良い。行政、医療機関、福祉関係者等専門知識を持った方々の連携強化が大切だと思います。

- ▶ 良いところがたくさんある町だと思います。小さい町だと、人のことをわかっているようで、誤解も多いかと思います。若い世代の交流会、高齢者と若い世代の交流会や、子どもたちとの交流会を増やせたら良いかと思います。イベントや演劇、教室、ラジオ体操、今の時代、簡単にそうそうできないと思いますが・・・少しでも地域福祉が自然に広がっていけると良いですね。
- ▶ 福祉単体ではなく、子ども、大人、若者、高齢、障がい、農工商、会社、行政等の意見を出し合える場。また、一緒に向上する仕組みを作っていく事が必要だと思います(町全体のために)。アンケートの範囲を子どもたち、中高生に聞いてみることも良いと思います。さらなる将来を支える若者たちに考えるきっかけを持ってもらう事が出来るかと思いました。いろいろな意見があるかもしれませんが、大手企業(福祉医療)のサービスを町として受け入れても良いのかも知れません・・・。質の向上、働く場の増加、地域移住増加、人口減への対応、地元事業所への良い意味での活性化等。
- ▶ 高齢者になってきたときに友達が近くにいない。年々心細くなり不安になるときがあります。自治会の方達や隣の方といっても中々言えることと言えないこともあります。 そんな時はどうしようと思ったりしてます。
- 町のサイレン(昼や防災)が、音は聞こえるけど声が全く聞こえない。そのため、避難など出てもわからない。先日台風の時の朝の町、交通のサイレンも声も聞こえなかった。町の避難通達等のお知らせはサイレンのみなんですか。
- ▶ インターネット以外での情報をもっと提供すべきだと思う。意外と見たり読んだりしていない人がいる。
- ▶ 年をとると冬の雪はねが心配です。屋根のゆきおろし。
- ▶ 小さな町だから出来るサービスを考え、独自のものを提供していくと良いと思います。 若い世代が定住できる環境は大切です(仕事も含めて・・・)。
- ▶ 人口減少と少子化に伴い、公的機関の必要な人材の確保と必要な業務内容に応じた経験者の把握と良い意味での活用。高齢者対策。(特に独居老人対策。災害等発生した際の、公的機関以外の連絡先の把握と、地域単位での見守り強化。)民生委員さん、児童委員さんの負担の軽減。地域のつながりを少しでも強くできるような仲介役を各関係機関が工夫する。
- ▶ 老人の住み易い町にして欲しい。冬の問題、灯油運びや雪下ろし除雪等。老人専用の 住宅が必要。役場職員の方の訪問・保健師・福祉課。
- ▶ 自分や親が、まだ身体が自由に動けるため、将来に対して漠然とした不安しかないので、逆にどういった不安や問題があるのか知りたい。実際に自分に問題が降りかかった時に、どういう対処をすればいいのかわからなくて、困る。

- ▶ 今のところ、家族でどうにかなっていますが、困ったときは誰に相談すればよいのか1 人暮らしの老人はどうすればよいのか、中々助けて欲しいとは言えないと思うので話を 聞きに来てくれる人がいればよいのではないでしょうか。
- ▶ 各自治会で自分たちの自治会を助け合っていけるようになれたらいいですね。もちろん専門家の方の意見等を聞けたら。
- ▶ 葬式に香典を出すことを重ね「香典破産」になるという笑い話が将来現実味を帯びることになる。福祉が当たり前から受益者負担増となる時代を想定し、計画的な将来像を描くことは重要。意見は言うが文句は言わない社会を構築するため、行政ばかりに頼らず、我が身のこととして福祉の輪にかかわっていけるよう協力したい。
- ▶ 町民の数が減っていく中で、高齢者の皆さんもできることの手伝いをしてもらい、子育て中の働く人達は忙しいなりになにかできることの手伝いができるようなお互い様で暮らせる地域、福祉活動があれば。
- ▶ 昔のような近所づきあいの少なくなった現在、人知れず助けを求められず困っている 人は多いのではないでしょうか。
- ▶ 子どもが夜間、急に熱を出したりすると、壮瞥町では救急センターなどがないため、 室蘭に行くしかなく、そこが少し困ります。
- ▶ 制度が変化するためか、窓口が変わったり、呼び名(名称)が変わったりと、住民(特に高齢者)は福祉サービスの仕組みがよくわからない。なので、あまり、窓口が変わったりせず、住民に浸透したサービスは継続してもらいたい。
- ▶ 病児保育の料金の援助を壮瞥も行って欲しい。もしくはそうべつ保育所で行って欲しい。そうべつ保育所で行うには一定の利用者が必要だと思うが、料金援助は利用者が少なくても実施できると思うので、あるのとないのとでは働きやすさは大きく変わると思う。また、広報等で子育て中のママでも働きやすい職場を求人したり(町内の果樹園さん等含め)生活が困窮しないよう情報が欲しい。長く住みたいけれど、今の仕事が続けられなくなった時、小さな町で働くところがあるのかがいつも不安です。

この質問には、多くの方からたくさんの貴重なご意見をいただきました。 本計画書には一部しか掲載できませんが、いずれのご意見も今後の町政運営 の参考にさせていただきます。ご協力に重ねて感謝申し上げます。

第5章 計画の理念と目標

第1 計画の基本理念

住み慣れた家庭や地域のなかで、人々とふれあい、安心して、いきいきと自立した生活 を送ることは、すべての人が願うことです。

住民がお互いに助けあい、支えあい、住みなれた地域で、健康に、経済的安定のもとで、 安心して自立した生活を送ることができれば、それは住民や地域の生活の質の向上につな がります。

本計画では、地域を構成する住民、行政、社会福祉事業者、各種団体などが協働、連携して生活の質の向上をめざし、以下の基本理念を掲げます。

基本理念

「支えあい・安心のまちづくり」

~ 生活の質の向上をめざして ~



第2 計画の基本目標

基本理念「支えあい・安心のまちづくり ~生活の質の向上をめざして~」に基づき、 2つの基本目標を設定し、その実現をめざします。

基本目標

1 安心のまちづくり

高齢者の通院、買物、用足し、趣味活動を行うための移動手段の確保や、各種施設などのハード面の資源など、地域福祉にかかわる地域資源の有効活用、育成、整備を図り、だれもが安心して生活できるまちづくりをめざします。

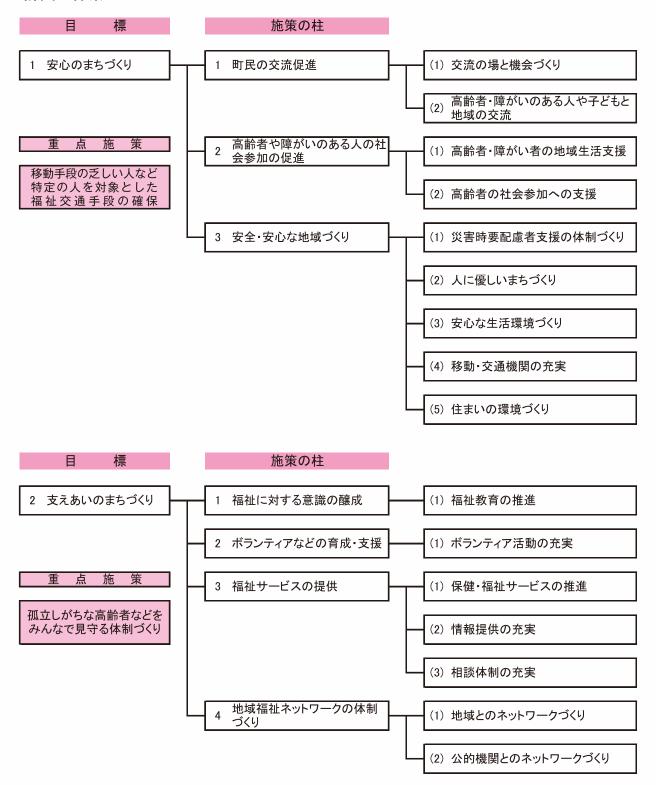
2 支えあいのまちづくり

住民相互の助けあいの精神が生きる壮瞥町の特性を活かしつつ、まとまりのある地域コミュニティづくりを推進するとともに、人と人、団体と団体などのネットワークを構築し、すべての人が安心して、いきいきと自立した生活が送ることができるように、ともに助けあい、支えあう地域づくりをめざします。

また、地域で生活する住民の生活課題やニーズが福祉サービスに反映され、すべての住民がそれらのサービスをあまねく利用できる仕組みづくりをめざします。

第6章 基本計画

計画の体系



第1 本計画における重点施策

これまで記述してきた「壮瞥町の現状」・「第2期計画の総括」・「町民アンケート調査結果」、 並びにこれまでの計画の基本理念と目標を踏まえ、第2期計画の次の2つの施策を、引き続き 本計画期間における重点施策とします。

1 移動手段の乏しい人など特定の人を対象とした福祉交通手段の確保

「現在の取り組み状況]

① コミュニティタクシーの運用開始により、通院手段は改善された。

[課 題]

- ① 現在のコミュニティタクシーでは、買物には使用できないなどの制約があり、生活に必要な移動の問題を全て解決しているわけではない。
- ② 利用方法がわかりづらいとの意見がある。

[これから5年間の取り組み予定]

- ① 運輸局等関係機関と協議しながら、より広範囲の支援を行える移動手段の検討を行う。
- ② よりわかりやすい制度の周知に努める。

2 孤立しがちな高齢者などをみんなで見守る体制づくり

「現在の取り組み状況]

- ① 関係機関による訪問・見守り支援が継続されている。
- ② 必要に応じて各機関どうしの連携・情報提供が行われている。

[課 題]

- ① 近所付き合いの減少などによる高齢者の孤立化。
- ② 地域住民等を含めた、より広範囲の見守り支援体制の確立。
- ③ 見守りをするボランティアの確保。

[これから5年間の取り組み予定]

- ① より壮瞥町の実態にあった、地域に密着した見守り支援方法の検討を行う。
- ② 見守りをするボランティアの確保を行う。

第2 安心のまちづくり

1 町民の交流促進

(1)交流の場と機会づくり

① 交流の機会づくり

家への引きこもりは体力の低下だけではなく、精神の落ち込みや認知症の促進など様々な問題を引き起こします。

町では社会福祉協議会と連携し、安心して楽しく毎日を過ごすために、各種イベントなどにより交流の機会づくりを推進します。

② 連携による支援体制づくり

高齢者や障がいのある人など、生活上の問題を抱える方が安心して過ごしていくためには、適切な見守り支援が欠かせません。

町では地域住民や民生委員、社会福祉協議会など見守り活動を行う方や団体が連携し、 必要な支援を行うことができる支援体制づくりを引き続き推進します。

(2) 高齢者・障がいのある人や子どもと地域との交流

① 世代間交流の促進

近隣の住民と助け合い生活していくには、世代間の交流が欠かせません。 町では高齢者世代、子育て世代など、様々な世代が交流し、助け合いの基盤が作れるような取り組みの検討を進めます。

② 障がいのある人と地域住民との交流促進

町では障がいがある人の地域での孤立を防ぐために、地域住民、社会福祉協議会、地域活動支援センター「ノンノ」などと連携して、障がいのある人の地域活動などへの参加の促進や、交流しやすい環境づくりを進めます。

2 高齢者や障がいのある人の社会参加の促進

(1) 高齢者・障がいのある人の地域生活支援

① 高齢者・障がいのある人の孤立化の予防

町では閉じこもりや認知症、寝たきりなどを予防するため、地域における交流の機会や仲間づくりなどを、社会福祉協議会や自治会、ボランティアと連携しながら支援します。また、ボランティアの充実に向けた取り組みを推進します。

② 地域の見守り活動の推進

町では従来より見守り活動を行っている各団体に加え、自治会や地域住民との連携を強化し、日常に起こった問題に対し、より迅速に適切な対応を行えるよう、また、問題を未然に防げるよう取り組みを推進します。

③ 障がいのある人の就労機会の確保 町では障がいのある人の雇用促進を図るため、事業所との連携に努めます。

(2) 高齢者の社会参加への支援

① 高齢者の社会参加の促進

町では高齢者が自らの経験・技術をいかし、いきがいを持った毎日を送れるよう、またその経験や技術などの社会資源を活用し、よりよい地域環境をつくるため、ボランティアや地域活動などをとおした社会参加の促進に継続的に取り組みます。

② 高齢者の就労機会の確保

町では高齢者の生きがいづくりと就労機会を確保するため、高齢者事業団など、地域 資源を活用した取り組みを推進します。

3 安全・安心な地域づくり

(1) 災害時要配慮者支援の体制づくり

① 災害時要配慮者の把握と支援体制づくり

安全に、安心して毎日を過ごすことの出来る地域作りには、緊急時・災害時の住民の、 特にひとり暮らし高齢者世帯や要介護・要支援者、障がいのある人など、災害時の要配 慮者の支援体制が欠かせません。そのため、町では要配慮者の事前把握や情報の定期的 な更新に努め、自治会や民生委員、社会福祉協議会など関係者が連携した、災害に備え た支援体制をつくります。

② 災害発生時の情報伝達

町では FM コミュニティ放送の活用などにより、災害発生時における正確な情報の伝達に努め、またその他の情報伝達手段についても検討を進めます。

③ 地域による支援体制づくり

緊急時や災害発生時に迅速な支援を行うため、町では地域における災害時要配慮者支援体制や自主防災組織の体制づくりを支援します。

(2) 人に優しいまちづくり

① バリアフリーのまちづくり

町では子どもや高齢者、障がいのある人など、誰もが住みやすい生活環境づくりをすすめるため、公共施設の改修などにあたってはバリアフリー※を第一に考え、またユニバーサルデザイン※に配慮して取り進めるよう引き続き努めます。

② 安全な歩行空間の確保

町では歩道の段差解消や点字ブロックの設置により、安心して歩きやすい歩道の設置 に取り組むなど、安全な歩行空間の確保に努めます。

(3) 安心な生活環境づくり

① 地域防犯や交通安全の推進

町では防犯や交通安全、消費者被害の防止など、住民が安心して暮らせるよう地域住 民や各種団体と連携し、防犯活動や交通安全運動を引き続き推進します。

② 消費者被害の防止

町では見守り活動を行う民生委員、社会福祉協議会などと連携して情報共有し、悪質 訪問販売などによる被害の防止に向けて取り組みを進めます。

また、住民が被害にあった際の連絡窓口の周知を徹底し、一人で悩まない環境づくりの取り組みを進めます。

- ※ バリアフリー: 高齢者や障がいのある人などの社会生活における様々な障がいをなくそうという 概念。
- ※ ユニバーサルデザイン:障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず様々な人々が利用しや すい都市や生活環境をデザインする考え方。

(4)移動・交通機関の充実

総合的な移動・移送体系の検討

町では従来のコミュニティータクシーの運営に加え、買物などの生活に必要な移動が自力では困難な高齢者や障がいのある人などの支援方法について、運輸局等関係行政機関及び民間事業者などと検討を進め、より良い福祉交通制度の整備に取り組みます。

(5) 住まいの環境づくり

高齢者・障がいのある人などの住宅の確保

町では今後の住宅整備は「壮瞥町住生活基本計画」に基づき、引き続きユニバーサルデザインに配慮した高齢者、障がいのある人、子育て世代向けの住宅の確保に努めます。

第3 支えあいのまちづくり

1 福祉に対する意識の醸成

(1) 福祉教育の推進

① 人権教育の推進

地域に暮らす人たちがともに助けあい支えあう社会意識の醸成が大切です。偏見や差別がなくなるよう、人権尊重の心を育むためには困難な状況にある人たちの存在をみんなが認識することが大切なことであり、町では地域や家庭における人権教育の推進を図ります。

② 学校と連携した福祉教育の推進

将来のまちづくりの担い手となる子どもたちの福祉の心を育むため、町では学校との 連携により体験や学習の機会をつくり、福祉教育の推進を図ります。

2 ボランティアなどの育成・支援

(1) ボランティア活動の充実

① ボランティアリーダーの育成

支え合いのまちづくりのためには、住民どうしの相互協力やボランティア活動が欠か せません。

活動の中心を担うボランティアリーダーの育成については、町では社会福祉協議会と協力し、人材の発掘や育成のための研修会を開催するなど、連携して取り組みを進めます。特に、地域の実情にあった活動の推進ができるよう、検討を進めます。

② ボランティア相談窓口の充実とボランティアセンターへの支援 ボランティアセンターではボランティアをしてみたい、してほしいという双方向の声 が円滑に結びつくよう、相談窓口・調整機能の充実に努めます。 また、ボランティアセンター登録団体の育成支援に引き続き取り組みます。

③ 学校におけるボランティア活動の推進

社会福祉協議会では子どもたちの助け合いの心、ボランティア精神を育み、将来のボランティア活動の担い手となる人材を育てるため、学校におけるボランティア活動の推進に引き続き努めます。

各学校ではこれまでもボランティア活動に取り組んでおり、福祉の心を育む教育を引き続き側面から支援します。

3 福祉サービスの提供

(1) 保健・福祉サービスの推進

① 健康づくりの推進

介護予防のため、健康寿命の長寿化のため、毎日を充実して生活していくためには、 住民自らが健康管理、生活習慣の改善に努め、健康維持の取り組み行うことが重要であ り、町ではそれを支援する体制づくりに努めます。

② 高齢者福祉施策の充実

住み慣れた環境での生き生きとした毎日を支援するため、町では住民が支えあう地域づくりと在宅福祉サービスの充実を図り、また社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護事業の普及・啓発や成年後見人制度の周知に努め、制度の理解促進を図ります。

③ 子育て支援の推進

町では子育て環境の整備を進め、教育・保育及び子ども・子育て支援サービスの質を 高め、次世代を担う子どもの健全育成や子どもの成長を地域全体で支えるための体制づ くりを進めます。

④ 障がいのある人(児童)支援

町では障がいのある人(児童)が地域で安心して生活できる環境づくりと、住民がお 互いに協力しあう地域づくりを進めます。

また、乳幼児の発達障害の早期発見と療育、障がい児保育など、家族への支援に努めます。地域活動支援センター「ノンノ」と連携し、障がいのある人の自立支援と介護者の支援を図りながら、障がいに関する住民の理解を促進する啓発活動にも努めます。

⑤ ひとり親家庭・低所得者に対する支援

町では継続して医療費助成を行うほか、民生委員や保健師が社会福祉協議会と連携し、 身近な相談や子育てと仕事の両立、支援サービスの活用促進などを行い、引き続き支援 に努めます。

- ※ 地域福祉権利擁護事業:「認知症や知的障がい・精神障がい等」により日常生活を営むのに支障がある方に対し、ご本人との契約により、日常生活の範囲内で、福祉サービスの利用に関する相談・助言や手続き、支払い等の援助を行うものです。
- ※ 成人後見人制度:判断能力の不十分な方を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為をおこない、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度をいいます。

(2)情報提供の充実

① 福祉サービスの情報提供

町では町広報誌やホームページなどを使用し、紙面などを工夫してわかりやすい福祉 サービスの情報提供に努めます。

(3) 相談体制の充実

① 関係機関との連絡体制づくり

町では様々な問題に適切に対応するため、庁舎内あるいは町内や町外の専門機関や事業所と迅速に情報交換などを行うことの出来る連絡体制づくりに引き続き努めます。

高齢者の相談は地域包括支援センターで、障がいのある人(児童)に対する相談業務は行政が受付、専門機関などへつなぎ対応するよう今後も連携を図っていきます。

また生活困窮者に対しては、行政が総合相談窓口である「生活就労サポートセンターいぶり」と連携しながら対応を行います。

② 気軽に相談できる福祉窓口の確立

どんな小さな困りごとでも、それを放置し続けると問題が大きくなり、解決が困難になることもあります。そのような事態を避けるため、役場住民福祉課や地域包括支援センターでは、どんなことでも気軽に相談してもらえる福祉窓口の確立を推進します。

自分のことに限らず、見守り支援の中での心配事や不安な事などにも対応し、よりよい支援活動につなげることのできるよう努めます。

③ 生活困窮者支援の推進

町では「生活就労サポートセンターいぶり」との連携を強化し、経済的に困窮している、生活保護一歩手前の方の支援を進めます。

また、制度の周知を進め、より早い段階での困窮者支援を図ります。

4 地域福祉ネットワークの体制づくり

(1) 地域とのネットワークづくり

① 地域と役場のネットワークづくり

町では地域における困りごと解決のために、地域のことをよく知る自治会と社会福祉協議会、役場、民生委員などが情報共有できる仕組みをつくります。

また、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などの見守り活動を推進し、地域と役場が一体となった地域福祉の推進を図ります。

② 社会福祉協議会との連携

町では地域福祉の実践母体となる社会福祉協議会との一層の連携強化を図るため、定期的な情報交換・共有のための会議を行います。

(2) 公的機関などとのネットワークづくり

① 警察、消防とのネットワークづくり

町では民生委員や社会福祉協議会との連携強化を継続的に図るほか、自治会との連携体制づくりを推進し、更に警察、消防などとの連携を図るためのネットワーク組織づくりをすすめます。

第7章 計画の推進に向けた取組方針

本計画に掲げた施策の実現には、住民をはじめ、行政機関、社会福祉事業者、ボランティアなどの各種団体が、それぞれの役割を担い、連携、協力して取り組むことが必要です。

このため、今後、本計画を着実に推進するには、関係機関が以下に示す取組を実現していく ことが期待されます。

計画の推進

1 住民・社会福祉事業者・ボランティア等と行政による協働

福祉サービスの利用者の視点に立って、きめ細かくサービスを提供していくには、行政 や社会福祉協議会にのみ頼るのではなく、住民、社会福祉事業者、ボランティアなどが、 以下のように相互に協力してサービスの提供に取り組む必要があります。

(1) 住民の役割

住民は、福祉サービスの対象者であるとともに、地域活動の担い手でもあります。 各種の講演会や研修会、ボランティア活動などに参加することで、福祉に対する意識 啓発に努め、ひとり暮らし高齢者などへの声かけや、見守り活動にも積極的に取り組む ことが期待されます。

一人ひとりが自分にできることを自ら考え、まず行動に移すことが大切です。

(2) 事業者の役割

社会福祉に取り組む事業者は、国や道の福祉施策の方針等を踏まえ、壮瞥町の特徴、特色に合わせた質の高いサービスを継続的に提供していくことが期待されます。

また、住民への福祉サービスに対する情報提供や相談などに積極的に取り組むことが 期待されます。

一般の事業者は、地域の一員として福祉活動への参加や障がい者の雇用機会の拡大への協力など、社会への貢献活動に取り組むことが期待されます。

(3) ボランティア

子育て支援、高齢者支援、障がい者支援など、幅広い分野での活動が期待されるほか、 自身の活動にとどまらず、活動内容の広報や新たなボランティアの勧誘、行政への施策 提言を行うことも期待されます。

さらに、他地域の同様な活動を行う組織との情報交換や人的な交流などの連携を深め、 新たなサービス提供に積極的に取り組むことが期待されます。

(4) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域の福祉活動の拠点であり、住民の福祉ニーズに対応し相談に応じ、福祉サービスを適切に提供することが期待されます。

また、福祉団体や住民、ボランティア組織の活動を支援し、効果的に事業を推進することが期待されます。

(5) 町の役割

町は、地域福祉の計画の理念や目標、施策方針を住民にわかりやすく示し、計画の進 捗管理を行いながら、計画に盛り込まれた施策を着実に推進する必要があります。 具体的な進捗管理としては以下の方法をとります。

- ① 毎年度、各目標に関係する事業について、実施状況等を調査する。
- ② 目標達成に向けた方法などについて、検討する。
- ③ その他、必要に応じて新たな施策に取り組み、推進する。

また、町には関係機関や各種団体、事業者などと調整し、住民ニーズや地域の特性に配慮した施策を進める責任があります。

2 社会福祉協議会との密接な連携

本計画の推進には、町と社会福祉協議会の密接な連携が不可欠です。

社会福祉法の上で、社会福祉協議会は地域の福祉を担う中心団体として位置づけられており、「地域福祉実践計画」をとおして、地域福祉の推進に寄与する責任があります。

このため、行政と社会福祉協議会の強力な連携のもと、地域福祉実践計画に基づいて各種施策の推進に積極的に取り組む必要があります。

3 継続的な計画内容の検証、見直し

本計画は、5年間にわたる計画であり、当町を取り巻く社会情勢の変化や福祉関連施策に対する国の方針変更等に柔軟に対応しつつ、地域の実情を踏まえた現実的、着実な取組を行っていきます。

また、より良い地域福祉のあり方について、必要に応じて計画の内容の見直しを行うものとします。

町民(各種団体) 町 ○福祉サービスの利用者 〇福祉サービスの提供 ○地域福祉の担い手 ○地域の実態やニーズの 〇助け合いの意識 把握•情報提供 ○団体間の連携 ○関係機関等との連携 協働して 地域の課題を 解決 社会福祉協議会 社会福祉事業者 〇福祉サービスの提供 ○福祉サービスの提供 〇利用者の自立支援 〇地域福祉の推進 〇 サービスの質の確保、 〇住民参加の促進 情報提供など 〇民間福祉団体との連携

資 料 編

1 生活の質向上計画(地域福祉計画)の策定経過

計画策定について、地域福祉計画策定委員会を組織し、前期計画の見直し、本計画案の審議等を行いました。

平成28年 7月28日 第1回地域福祉計画策定委員会開催

• 委嘱状交付

・第2期計画について

・策定委員会スケジュールについて

・第3期計画に係るアンケート調査について

平成28年 9月 7日 第3期計画に係るアンケート調査実施

平成28年12月20日 第2回地域福祉計画策定委員会開催

・第3期計画に係るアンケート調査結果について

・第2期計画の総括について

・第3期計画 基本計画について

・計画の推進に向けた取り組み方針について

平成29年 2月23日 第3回地域福祉計画策定委員会開催

・地域福祉計画最終案について

平成29年 3月 1日 生活の質向上計画(第3期地域福祉計画)決定

2 壮瞥町地域福祉計画策定委員会設置要綱

壮瞥町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく地域福祉計画を策定し、新たな地域福祉の実現と、福祉施策の総合的な推進を図るため、壮瞥町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 地域福祉計画等の策定に関すること
 - (2) その他第1条の目的を達するために必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員9名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 各種団体の代表
 - (3) 福祉関係者
 - (4) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長を務める。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、当該計画等の策定に係る期間とする。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長が、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住民福祉課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日からから施行する。

3 壮瞥町地域福祉計画策定委員会名簿

壮瞥町地域福祉計画策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

推薦団体	役 職	氏 名	備考
壮瞥町社会福祉協議会	会 長	千田 重光	委員長
壮瞥町女性団体連絡協議会	会 長	佐藤 美智子	副委員長
壮瞥町民生委員協議会	会 長	髙橋 克夫	
身体障害者福祉協会壮瞥支部	理事	船田 寅雄	
壮瞥町連合自治会	副会長	谷岡 康徳	
壮瞥町PTA連合会	会 長	堀口 正章	
壮瞥町商工会青年部	部員	原口 学	
人権擁護委員	委員	藤川 尚子	
壮瞥町住民福祉課	課長	小林 一也	



生活の質向上計画

平成29年度~平成33年度(第3期壮瞥町地域福祉計画)

平成29年3月

発行壮瞥町編集住民福祉課

住 所 〒052-0101 北海道有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7

電 話 (0142) 66-2121